

各主体の取組を促進する枠組みを整備することを目的に平成11年4月に施行された。平成14年5月には、同法律は改正され、京都議定書の目標実現のための施策が強化された。平成17年2月の京都議定書発効を受け、全面施行された。

地盤沈下観測井

地盤沈下と密接な関係にある地下水位、地層収縮を調べる観測井で、通常、二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。

(条例関連：第8章第2節 地下水の揚水に関する規制)

低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、または排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車をいう。

(条例関連：第10章第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務)

底質

湖沼や海域、河川などで水域の底にたまった表層土などの堆積物のこと。

低周波音

一般的に聞くことができる周波数範囲が20Hzから20,000Hzとされており、可聴域を含めた100Hz以下の音をいう。その影響としては、建具等をがたつかせる「物的影響」、眠りを妨げる「睡眠影響」、圧迫感、振動感や頭痛、吐き気等が持たされる「心理的・生理的影響」等がある。

ディーゼル排気粒子 (DEP : Diesel Exhaust Particles)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことをいい、発がん性、気管支喘息、花粉症等の健康影響が懸念されている。その質量、粒子数の大部分はそれぞれ粒径0.1~0.3 μm ($\mu\text{m}=10^{-3}\text{mm}$)、0.005~0.05 μm の範囲にある。

DPF装置 (粒子状物質減少装置)

エンジンの排気系に装着したフィルターにより、自動車の排気ガス中の粒子状物質(PM)を捕集し、電熱や触媒の作用等によりPMを除去する装置。

低騒音舗装

空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いた舗装。タイヤと路面間で発生する騒音を中心に自動車騒音を低減させ、3~4デシベルの低減効果がある。また、空隙を通した排水によって路面に雨水が溜まらないため、走行時のハイドロプレーン現象や水飛沫によるスモークキングを防止する効果がある。

デシベル (dB)

2つの量 I_0 と I の比の常用対数の10倍で定義される単位。対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に、基準となる物理量 (I_0) を定めたデシベル (dB) が単位として用いられている。

$$L = 10 \log I / I_0 \text{ (デシベル)}$$

テレメータ・システム

環境等の常時監視を行うため、各測定局の測定データをリアルタイムで収集・蓄積するシステムで、測定機、子局、通信回線、親局及びコンピュータ等で構成されている。

環境総合研究所で、テレメータ・システムにより一般環境大気、自動車排出ガスの常時監視を行っている。大気発生源工場・事業場、水質発生源工場・事業場については環境対策部環境対策課で監視を行っている。

(条例関連：第12条 監視、調査等)

等価騒音レベル (L_{Aeq})

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る環境基準に採用されている。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 135種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) 十数種類の有機塩素化合物の総称である。そのうち、毒性のあるものは29種類であり、その毒性は種類により異なる。TEQとは、これらのうち、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表示する単位のことである。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」を定義している。大気汚染防止法では、「特定物質を発生する」施設、水質汚濁防止法では、「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設をいう。政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特定フロン

オゾン層はCFC (クロロフルオロカーボン：フロン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) 等のオゾン層破壊物質により破壊されている。日本では、モントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)」を制定して、平成元年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。CFCは平成8年1月に生産が全廃され、HCFCは平成32年1月に生産が全廃される予定。

土壌を用いた大気浄化施設

植物は光合成のガス交換を行う際、二酸化炭素ばかりでなく大気中の汚染物質も取り込む大気浄化能力を有するが、微生物を多く含む土壌も同様な能力を持つ。この土壌が有する吸着機能や土壌微生物による物質代謝機能 (硝化・脱窒作用等) を利用して大気汚染物質を浄化する施設。産業道路の池上新田公園付近に高密度の植栽と土壌を用いた大気浄化施設を設けている。

【な行】**75%水質値**

水質環境基準の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断する場合、低いほうから75%の位置にある水質値。

燃料電池車

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出し動力源とする自動車。燃料電池には、水素を自動車に貯蔵する水素貯蔵方式、メタノール改質方式、ガソリン改質方式等がある。

濃度の単位

p p m : 100万 (10⁶) 分の1をいう。

p p b : 10億 (10⁹) 分の1をいう。

p p t : 1兆 (10¹²) 分の1をいう。

m³_N/h (ノルマル立方メートル毎時)

温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

【は行】**HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)**

フロンガスの一種。CFCの代替物として開発され、ルームエアコンや業務用冷凍空調機器などに使用されてきた。しかし、CFCほどではないもののオゾン層を破壊してしまうため規制の対象となっており、段階的に廃止することが決まっている。

HFC (ハイドロフルオロカーボン)

フロンガスの一種。オゾン層を破壊しないため、代替フロンとして冷媒や発泡剤に使用されているが、強力な温室効果ガスであることから地球温暖化の観点から問題となっている。気候変動枠組条約に基づく京都議定書において排出削減の対象とされている。

ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組み合わせ、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、減速、停車時の余剰エネルギーを発進時、加速時の補助動力源とするパラレル方式の他、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターをとおした間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせて走行するスプリット方式がある。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略称で、人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中(大気、公共用水域など)に排出されたのか、あるいは、廃棄物や下水に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し、公表する仕組みである。

化学物質を製造・使用する事業者のうち、一定の業種や要件を満たす事業者(常用雇用者数21人以上、第一種指定化学物質の年間取扱量1t以上等)は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、毎年、行政機関に届け出る。行政機関は、そのデータを整理・集計し、また、届出事業所以外(非対象事業所、家庭、自動車など)から排出される量を推計し公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」により制度化された。

ヒートアイランド現象

郊外と比べて都市の気温が高くなる現象のことをいう。冷暖房等の人工的な放熱、ビルや舗装道路による太陽熱の蓄積、気温の上昇を抑える緑地や樹木、水辺等の減少などが主な原因とされている。

光触媒

太陽熱等の光によって活性化され、それ自身は反応せずに他の化学反応を促進させる性質(触媒作用)をもつ物質のことをいう。二酸化チタンはその一つで、光触媒の作用により大気汚染物質のNO_x等を分解する性質がある。産業道路沿道の歩道の一角に光触媒ブロックを敷設している。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの。一般にSPMよりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次粒子(硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等)などである。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、呼吸器疾患を起こす確率が高いといわれている。

非メタン炭化水素

光化学反応性の乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装・洗浄工場等である。

貧酸素水塊

水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。東京湾のような閉鎖性水域で富栄養化によりしばしば底層に貧酸素水塊が形成され、水・底層環境の悪化を招き、魚介類の生息に影響を及ぼしている。貧酸素水塊が形成される理由として、海水の交換がされにくい条件下(上下層の水温差による層の形成など)で底層の酸素が有機物の分解のために消費されることがあげられる。

VOC (揮発性有機化合物)

揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略であり、揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、

溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としてはトルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約200種類ある。

VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントやSPMの原因物質でもある。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μm 以下のもの。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがある。また、排出されたとき既に粒子としての性状をもつ「一次粒子」と硫酸化物、窒素酸化物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次粒子」に分類される。

閉鎖性水域

外部との水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある内湾、内海、湖沼などの水域をいう。東京湾は周辺からの流入汚濁負荷が大きく富栄養化も進行し、赤潮が発生したりしている。

【ま〜わ行】

有害大気汚染物質

大気中濃度が微量で急性影響は見られていない

ものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

湧水地

地下水が地表に流れでたものを湧水という。都市部では舗装や宅地化によって地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水が涵養しにくくなり、湧水が枯渇していく傾向にある。川崎市内の湧水の状況について、平成15・16年度に地元NP0の協力を得て調査した結果、多摩川水系で199か所、鶴見川水系で252か所の湧水地が確認された。

本市においては、この貴重な湧水を守るため、見つかった湧水地のうち、市民が身近に湧水に触れられる場所として周辺を整備し、地下水の保全意識の高揚を高めていくこととしている。平成20年度現在、高津健康市民の森と生田緑地内の岡本太郎記念館横、久末緑地、菅北浦緑地、早野中ノ谷池、緑ヶ丘霊園（101街区）、飛森の谷戸の7か所の整備が完了している。これらの湧水地にはサワガニやホタルなど、きれいな水に住む生物が生息していることが確認されている。

要請限度

自動車騒音及び道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときに、道路管理者または都道府県公安委員会に措置を要請（騒音規制法第17条、振動規制法第16条）する限度値をいう。また、大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定める省令がある。

リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政、NGO等のすべての関係者が、環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、対策等について、情報共有、意見交換を通じて、意思疎通を図ること。リスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待できる。

類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。河川は6類型、湖沼は4類型（全窒素及び全りんについては5類型）、海域は3類型（全窒素及び全りんについては4類型）に区分されている。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況を取りまとめたもの。レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種のリストを「レッドリスト」という。

IV 年表

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
明治31. 3. - (1898)	・ 京浜電気鉄道(株)川崎発電所が川崎町新宿に設立される。	
32. 1. 21 (1899)	・ 大師電気鉄道が営業を開始。	
34. 2. 1 (1901)	・ 京浜電気鉄道が営業を開始。	
36. (1903)		2. 10 ・ 日露戦争勃発
39. 9. - (1906)	・ 横浜製糖(株)(後の明治製糖(株)現在の大日本明治製糖)が御幸村南河原に設立される。	
41. 8. 18 (1908)	・ 東京電気(株)川崎工場(後の、(株)東芝堀川町工場)が御幸村に設立される。	
42. 7. - (1909)	・ 日本蓄音機製造(株)川崎工場(後の、日本コロムビア(株))が川崎町久根崎に完成。	
45. 7. 27 (1912)	・ 川崎町議会全員協議会で「工場誘致を川崎の町是」とすることを決議。	
大正 2. 4. 17 (1913)	・ 日本鋼管(株)(現、JFE(株))が田島村渡田に工場を新設し、同年12月に平炉操業を開始。 ・ 合資会社鈴木商店(現、味の素(株))が川崎町の多摩川畔に工場を新設し、翌年9月に操業開始。	
3. (1914)		7. 28 ・ 第1次世界大戦勃発
4. 4. 1 (1915)	・ 富士瓦斯紡績(株)川崎工場が川崎町久根崎に完成し、昼夜操業を開始。	
5. - . - (1916)	・ この年、鈴木商店の排出する塩素ガスが付近の農作物に被害を与えたため、補償問題が起り翌年から賠償支払いを開始。	
6. 7. - (1917)	・ 浅野セメント(株)(現、(株)デイ・シイ)が東京深川工場の降灰問題のため、田島村に工場移転し、操業を開始。 7. 16 ・ 川崎町、大師河原村の住民が県知事に、浅野セメントの工場進出により、粉じんが果樹の生育に影響を与えるとの嘆願書を提出。	
7. - . - (1918)		11. 11 ・ 第1次世界大戦終結
12. 7. - (1923)	・ 大師漁業組合、鈴木商店に対し工場排水が海苔養殖に被害を与えていると申し入れる。	9. 1 ・ 関東大震災発生
13. 7. 1 (1924)	・ 川崎町、御幸村及び大師町が合併、市制を施行し「川崎市」となる。	
14. - . - (1925)	・ 富士電機(株)、明治製菓(株)、日清製粉(株)鶴見工場が操業を開始。	
昭和 2. 3. 9 (1927)	・ 南武鉄道(現、JR 南武線)が川崎-登戸駅間で営業を開始。	
4. 1	・ 田島町を川崎市に編入。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 5. 11. 28 (1930)	・ 鶴見臨海鉄道（現、JR 鶴見線）の扇町－鶴見駅間が全線開通。	
6. (1931)		9. 18 ・ 満州事変勃発
7. 3. 1 (1932)	・ 大師、羽田等の漁業組合が鈴木商店の排水による損害解決について、川崎市、神奈川県、農林省へ陳情書を提出。	
8. 8. 1 (1933)	・ 中原町を川崎市に編入。	
9. 4. 12 (1934)	・ 大師の漁業協同組合、海苔採取営業組合、京浜運河(株)との間で、大師地先の公有水面埋立事業に伴う漁業補償が妥結。	
11. 10. 17 (1936)	・ 大師漁業協同組合が、鈴木商店に対し排水による魚族死滅の補償要求の陳情を行う。	12. 19 ・ 神奈川県議会、京浜工業地帯造成工事の実施を議決。
15. 3. - (1940)	・ 市議会、工場ばい煙被害について内務省など関係当局に意見書を提出。	
16. 12. 10 (1941)	・ 県営の京浜工業地帯造成事業の第1工区（水江町）、第2工区（夜光町）が竣工し、川崎市に編入される。	12. 8 ・ 太平洋戦争勃発
20. 4. - (1945)	・ 米軍機による本格的空襲を受ける。	8. 15 ・ 太平洋戦争終結
25. - . - (1950)	・ この頃から市民の大気汚染に対する苦情が増え始める。	6. 25 ・ 朝鮮戦争勃発
26. (1951)		12. 28 ・ 「神奈川県事業場公害防止条例」公布。 （施行27. 3. 1）
27. 9. 21 (1952)	・ 京浜工業地帯造成事業促進協議会発足。	12. - ・ ロンドンスモッグ事件
28. - . - (1953)	・ 大師地区の農作物が大気汚染による被害を受ける。	7. 27 ・ 朝鮮戦争休戦協定調印 12. 15 ・ 熊本県水俣市で水俣病患者発生。
30. 9. - (1955)	・ 大師地区住民が市議会に対し企業による有害ガスやばい煙が人体や農作物に被害を与えるとして、その防止について請願を行う。	
12. 23	・ 市議会に「川崎市公害防止対策特別委員会」を設置し、全議員で同委員会を構成し、公害問題の協議等を行う。	
12. -	・ 市民による「川崎市煤煙対策協議会」が発足し、ばい煙規制法制定運動を起こす。	
31. 4. 2 (1956)	・ 衆議院商工委員会、市のばい煙等の実態調査を行う。	4. 1 ・ 「都市公園法」公布。 （施行31. 10. 15）
7. -	・ 降下ばいじん量の測定のため、市内16か所にデポジットゲージを設置。	4. - ・ 「工業用水法」公布。
13	・ 川崎漁業協同組合、神奈川県と大師地先埋立事業に伴う漁業補償について第1回交渉を行う。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和31. (1956)	<ul style="list-style-type: none"> この年から翌年にかけて神奈川県企業庁・川崎市及び東亜港湾工業と各地の漁業協同組合が、埋立事業に伴う漁業補償協定を次々に調印する(川崎11.7、横浜生麦11.13、東京大田地先32.3.16、多摩川32.4.2) 	
32. 3. 1 (1957) 29 — 5. 1 7. 30 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎臨海工業地帯造成工事(県営埋立)の起工式を小島新田地先で行う。 「川崎市都市公園条例」公布。(施行32.4.1) 川崎市、千鳥町埋立事業に着手。 市内15か所で二酸化鉛法による硫酸化物濃度の測定を開始。 神奈川県営埋立地処分協議会設置。埋立地の分譲処分について検討を行う。 神奈川県議会、扇島埋立事業の実施を議決。 	<p>1. ー</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本大学医学部、水俣病の原因は重金属で、新日本窒素の排水と関係があると発表。 <p>12. ー</p> <ul style="list-style-type: none"> 荻野医師・富山県医学会でイタイイタイ病の原因は三井金属神岡鉱業所の排水と発表。
33. 4. 21 (1958)	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県営扇島埋立事業の起工式を行う。 	<p>4. ー</p> <p>12. 25</p> <ul style="list-style-type: none"> 「下水道法」公布。 「公共用水域の水質の保全に関する法律」公布。 「工場排水等の規制に関する法律」公布。
34. 1. 20 (1959) 6. 20 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害除去施設助成要綱」制定。市内中小企業者に対する助成を開始。 県営川崎臨海工業地帯造成事業第2工区(末広町)が完成。 県営川崎臨海工業地帯造成事業第3工区(浮島町の一部)が完成。 	<p>4. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> 「首都圏の規制市街地における工業等の制限に関する法律(工業等制限法)公布、施行。
35. 4. ー (1960) 7. 23 10. 1 17 12. ー	<ul style="list-style-type: none"> 市営埋立第1区(千鳥町の一部)が完成。 川労協、公害防止条例制定運動を起こす。 川労協、法定数の署名を得て条例制定直接請求書を市議会へ提出。 直接請求による条例案を臨時市議会で否決するも、12.24市提案による「川崎市公害防止条例」(旧条例)を公布、施行。 日石化学を中心とする諸工場により、夜光町、千鳥町、及び扇町を含む地域に石油化学コンビナートが形成。 市営埋立第2区(千鳥町の一部)が完成。 	
36. 4. 1 (1961) 5. 1 29	<ul style="list-style-type: none"> 県営扇島埋立事業第1工区が完成。 経済局商工課に「公害係」を新設。 「川崎市公害審査委員会」を設置。 	<p>10. ー</p> <ul style="list-style-type: none"> この年から翌年にかけて三重県四日市市でぜんそく患者が多発。
37. 3. ー (1962) 4. 1 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> 東燃石油化学(株)が浮島町に製油所及びナフサ分解工場を完成させ、石油コンビナートを形成。 県営扇島埋立事業第2工区が完成。 県営川崎臨海工業地帯造成事業第4工区(浮島町の一部)が完成。 	<p>5. ー</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」公布。 <p>6. 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」公布。(施行37.12.1)
38. 3. 30 (1963) 9. 1 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> 県営川崎臨海工業地帯造成事業第4工区(浮島町の一部)が完成。 市全域が、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の指定地域となる。 県営川崎臨海工業地帯造成事業(末広町、浮島町等)が完成。 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和39. 3. - (1964) 7. 3 9. 12 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄濃度自動測定装置を川崎保健所(川崎区砂子1-6-1)に設置。 「工業等制限法」が改正され、工場等の新設及び増設を制限する工業等制限区域に川崎、横浜等が入る。(施行40. 1. 1) 川崎商工会議所、「工業等制限法」の川崎適用について、埋立地を適用除外すること等の要望書を神奈川県知事へ提出。 川崎、横浜、千葉、四日市、大阪等の都市が、「産業公害都市協議会」を結成、川崎市長が会長となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 31 神奈川県「公害の防止に関する条例」公布。(施行39. 6. 1) 6. - 新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生 10. - 東海道新幹線営業開始
40. 1. 1 (1965) 26 3. - 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「工業等制限法」が東横線以東の地域(埋立地を除く)に適用される。 川崎、横浜両市はスモッグ対策のため、測定所を5か所設置。 二酸化硫黄濃度自動測定装置を大師支所(現、川崎区役所大師支所)、中原保健所(現、中原保健福祉センター)に設置。 経済局工業課公害係を衛生局に移し、公害課を新設。 「川崎市大気汚染注意報実施要領」を制定、関係工場に対する注意報の発令体制を確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 22 神奈川県、「川崎及び横浜地区における大気汚染時の措置要綱」を制定、スモッグ警報の発令体制を確立。
41. 4. 1 (1966) 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害追放市民協議会」が結成される。 市庁舎時計塔屋上にばい煙監視用テレビカメラを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 30 「首都圏近郊緑地保全法」公布。(公布41. 12. 15) 9. 1 自動車(新型)排出ガスの一酸化炭素濃度規制(行政指導)実施。
42. 4. 1 (1967) 8. 1 22	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止施設整備資金貸付要綱」を制定、貸付を開始。 国設大気汚染測定所が田島保健所(現、田島養護学校)に設置され、管理運営が市に委託される。 川崎の石油コンビナートを構成する石油化学30社が共同で、公害問題解消を図るため「川崎地区コンビナート公害研究会(現、川崎環境技術研究所)」を結成。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. - 阿賀野川水銀中毒事件(新潟水俣病)訴訟提起。 8. 3 「公害対策基本法」公布、施行。 9. - 四日市ぜん息事件訴訟提起。
43. 3. - (1968) 6. 7	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染集中監視装置を本庁舎に設置し、大師保健所(現、川崎区役所大師支所)、川崎保健所(川崎区砂子1-6-1)及び中原保健所(現、中原保健福祉センター)の二酸化硫黄等の測定値をテレメータで伝送し、常時監視する体制を確立する。(稼働43. 8. 7) 市議会、川崎市の公害対策に関する意見書を内閣総理大臣に提出することを可決する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. - イタイイタイ病事件訴訟提起。 4. - 東名高速道路東京一厚木間開通。 6. 10 「大気汚染防止法」公布、一部施行。(全面施行43. 12. 1) 「騒音規制法」公布。(施行43. 12. 1)
44. 3. 6 (1969) 26 4. 1 5. 24 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> 日本鋼管(株)(現、J F E(株))、川崎市に対して扇島前面海域に約550万m²の埋立地を造成し、京浜製鉄所の主力部門を移転したい旨の申入れを行う。 川労協、「公害対策特別委員会」を設置。 公害課を「公害部」に昇格。 「騒音規制法」による規制地域に指定され、規制基準が適用される。 川崎医療生協公害対策委員会など5団体により「川崎から公害をなくす会」が結成される。 東京都、横浜市、川崎市が公害対策のため初の汚染連絡会議を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 12 「いおう酸化物に係る環境基準」閣議決定。 4. - 群馬県の調査により、安中市でイタイイタイ病の要観察者を発見。 5. 23 第1回「公害白書(厚生省)」を発表。 6. - 水俣病事件訴訟提起。 12. 25 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布、施行。 12. - 大阪空港訴訟提起。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和44. 7. 17 (1969)	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県、横浜市、川崎市が、日本鋼管(株) (現、J F E(株))の扇島前面海域埋立計画協議のため「扇島埋立対策協議会 (現、扇島問題連絡協議会)」を結成。 	
29	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物排出基準の一部改正により、京浜地区に特別排出基準が適用される。 	
9. 1	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係局間の連絡調整を図るため、「川崎市公害対策連絡会議」を設置。 	
12. 24	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」を制定、施行。 	
45. 1. 1 (1970)	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」に基づき、市独自で大師、田島の両保健所管内を公害病認定地域に指定、被害者救済を開始。 	2. 20
9	<ul style="list-style-type: none"> 横浜、川崎両市で大気汚染注意報を同時発令する広域発令体制を確立。 	4. 21
2. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき、大師、田島の両保健所管内が地域に指定され、国による救済開始。 	5. ー
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害対策審議会条例」公布、施行。 「川崎市公害防止条例 (旧条例)」を廃止。 	7. 18
5. 10	<ul style="list-style-type: none"> 公害病認定患者とその家族により、「川崎公害病友の会」結成。 	10. 1
8. 5	<ul style="list-style-type: none"> 市内で最初の光化学スモッグが幸地区から多摩地区にかけて発生し、多くの被害者がでる。 	12. 18
7	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎公害対策審議会」発足。 	
24	<ul style="list-style-type: none"> 日本鋼管(株) (現、J F E(株)) など37社 (39工場)と「大気汚染防止に関する協定」を締結。 昭和電工(株)川崎工場の排水口付近のヘドロから多量のシアン、ヒ素、カドミウム、水銀などが検出される。 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止資金の貸付に関する条例」を公布、施行 大師、田島、川崎及び中原の各測定所にオキシダント濃度測定装置を設置。 	
12. 25	<ul style="list-style-type: none"> 扇島問題連絡協議会と日本鋼管(株)が同社京浜製鉄所の主要部分を扇島埋立地に移転することに伴う「公害防止協定」を締結。 	
46. 3. ー (1971)	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境大気測定所を御幸保健所(幸区戸手本町1-11-1)に設置。 	2. ー
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 市独自の水質管理計画に基づき、河川12地点、海域12地点の定期水質調査を開始。 川崎市公害対策審議会、「公害病認定患者が死亡した場合の措置について」答申。(諮問45. 11. 17) 市独自で東海道線以東の中央地区を公害病認定地域に指定し、法に準じた内容の救済を開始。 	3. 12
23	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎前に「大気汚染状況電光表示盤」を設置し、大師、田島、中央地区の二酸化硫黄濃度等の表示を開始。 	5. 25
5. 10	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境大気測定所を高津支所(溝口1-6-10)、稲田保健所に設置。 	27
27	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市光化学公害対策実施要領」を施行。 	
31	<ul style="list-style-type: none"> 市内で最初の光化学スモッグ注意報を発令。 	6. 1
8. 27	<ul style="list-style-type: none"> 市長が市内の鉄鋼、化学、石油等の大工場を視察し、各企業に対して公害防止計画の提出を要請。 	10
28	<ul style="list-style-type: none"> 市長が公害病認定患者及びその家族と初の話し合いを行う。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 愛知大学立川涼助教ら、P C Bが鳥や魚に蓄積されていると発表。 「神奈川県公害防止条例 (旧条例)」公布。(施行47. 9. 11) 「騒音に係る環境基準」閣議決定。 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律」公布、施行。 「神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置要綱」施行。 「悪臭防止法」公布。(施行47. 5. 31) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布、施行。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和46. 9. 29 (1971)	<ul style="list-style-type: none"> 公害病によるぜん息発作のため、市で最初の学童犠牲者がでる。 	7. 1
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行令」の一部改正により、工場の立入調査権及び公害規制権限が大幅に市へ委譲される。 	10. ー
15	<ul style="list-style-type: none"> 衛生局公害部を昇格し、「公害局」を新設。 	12. 28
26	<ul style="list-style-type: none"> 公害病認定患者への総合対策として、医療救済や療養環境の整備、生活保障の制度等を確立。 	
11. 16	<ul style="list-style-type: none"> 「首都圏から公害を追放し生命と暮らしを守る会」が結成される。 	
47. 1. 12 (1972)	<ul style="list-style-type: none"> 大手8社（8工場）と「大気汚染防止に関する覚書」を交換。 	1. 11
14	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「公害行政諸制度の制定について」答申。（諮問46. 10. 19） 	ー
2. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行令」の一部改正により、東海道線以東の中央地区（川崎区から田島、大師地区を除いた地区）が公害病認定地域に追加指定される。 	3. 21
3. 28	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止条例」公布。（施行47. 9. 27） 	
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害監視センター」完成。 	6. ー
10	<ul style="list-style-type: none"> P C B使用工場、下水処理場、日用品類、公共用水域の水質・底質・魚類、地下水、水田土壌及び大気等についてP C B汚染の実態調査を行う。 	5
5. ー	<ul style="list-style-type: none"> 市の公害病被認定者総数が1000人を超える。 	
6. 1	<ul style="list-style-type: none"> 市独自で幸区（日吉地区を除く）及び堤根（東海道線以西の川崎区）を公害病認定地域に指定し、法に準じた救済を開始。 	14
6. ー	<ul style="list-style-type: none"> 公害監視センターの大気汚染自動監視システムが完成（神奈川県所管の高津区役所（高津区溝口1-6-10）、多摩保健所（多摩区登戸1785）の測定所を市に移管） 	22
11	<ul style="list-style-type: none"> 市内で最初の「光化学スモッグ警報」が発令される。 	8. ー
12	<ul style="list-style-type: none"> 市長、「公害対策協力財団」の設立を商工会議所会頭へ要請。 	
8. 18	<ul style="list-style-type: none"> 「全市緑化作戦」の一項として、工場敷地内の積極的な緑化を図るため、67社と「工場緑化協定」を締結。 	12. 19
ー	<ul style="list-style-type: none"> 川崎の環境保全市民会議、市議会に対して「みどりの条例」制定の直接請求を行う。 	ー
ー	<ul style="list-style-type: none"> 市内の大手42工場を対象とした「発生源亜硫酸ガス自動監視装置」が完成。 	
9. 21	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「川崎市公害防止条例の施行に必要な諸基準値について」答申。（諮問47. 6. 13） 	
22	<ul style="list-style-type: none"> 「財団法人川崎市公害対策協力財団」設立。 	
27	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止条例」に基づき、「硫黄酸化物」と「粉じん」に係る環境上の目標値を制定告示。 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害監視会議」発足。 	
20	<ul style="list-style-type: none"> 市長、東京湾を囲む1都2県11市に対して広域公害対策の推進について協力を要請する。 	
11. ー	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境保全審議会条例」公布。（49. 4. 1廃止） 	
12. ー	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境保全審議会」発足。 	
ー	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎前に自動車排出ガス測定所を設置。 	
48. 1. 1 (1973)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害病認定患者救済基金制度」実施。 	4. 1
9	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成等の開発行為に伴う工事公害を未然に防止するため、「開発行為等に関する工事公害の防止のための指導要領」を定め、事前指導を開始。 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
昭和48. 2. 15 (1973)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害病認定患者療養生活補助費等助成条例」を公布、施行し、48年1月1日にさかのぼって適用する。 	5. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「道路運送車両の保安基準」一部改正(点火時期調整、排ガス減少装置の取付け等を義務づける。)
3. 20	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会委員が、臨海工業地帯を視察。 	8	<ul style="list-style-type: none"> 「二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準」告示。
—	<ul style="list-style-type: none"> 遠藤町交差点、本月4丁目交差点に自動車排出ガス測定所を設置。 	16	<ul style="list-style-type: none"> 「二酸化硫黄に係る環境基準」改定告示。
4. 18	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市光化学スモッグ被害者医療費支給要綱」を制定、施行。 	22	<ul style="list-style-type: none"> 熊本大学第2次水俣病研究班、有明海沿岸で水俣病患者が発見されたと発表。
5. 2	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾を囲む関係市の公害担当局部長会議を川崎市で開催。 	8. 10	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行令」一部改正、工場等からの窒素酸化物の排出基準を設定。(第1次規制)
21	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市長、横浜市長が共同で東京湾都市の広域公害対策に係る首長会議の開催を提唱。 	9. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「都市緑地保全法」公布。(施行49. 2. 1)
25	<ul style="list-style-type: none"> 「悪臭防止法」に基づく規制地域及び規制基準値を告示。(施行48. 5. 31) 	10. 5	<ul style="list-style-type: none"> 「公害健康被害補償法」公布。(施行49. 9. 1)
30	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全審議会、「川崎市の自然環境保全に関する基本的事項について」答申。(諮問48. 1. 13) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 第1次石油ショックが起きる。(第4次中東戦争)
6. 1	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染緊急時通報用ファックスの運転を開始 	—	<ul style="list-style-type: none"> 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」公布。
26	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾を囲む都市の公害対策会議を川崎市で開催。 		
9. 1	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染等に係る夜間常勤体制を実施する。 衛生局に「公害補償課」を新設。 		
10. 2	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を公布。(施行49. 4. 1) 		
4	<ul style="list-style-type: none"> 市域の東京湾岸の底質から総水銀が検出され、水銀使用3工場(味の素、昭和電工、セントラル化学)と「公共用水域における底質の浚渫に関する協定」を締結。 		
12. 15	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害研究所」完成。 		
28	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市自動車公害対策基本要綱」制定。 		
49. 1. 1 (1974)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止条例」に基づく硫黄酸化物及びばいじんに係る総量規制基準を適用。 	1. 21	<ul style="list-style-type: none"> 昭和50年度以降生産される自動車の排出ガス量の許容限度告示。(日本版マスキー法: 50年度規制)
3. 27	<ul style="list-style-type: none"> 光化学公害一斉通報装置が完成。(61. 3. 31廃止) 	3. 30	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋新幹線公害訴訟提起。
—	<ul style="list-style-type: none"> 新川通交差点に自動車排出ガス測定所を設置。 	5. 20	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域等を指定。
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行令、施行規則」の一部改正に伴い、市内における硫黄酸化物に係る排出基準が強化される。 「土木局緑地部」を昇格し、「環境保全局」を新設。 	6. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「生産緑地法」公布。(施行49. 8. 31)
7. 6	<ul style="list-style-type: none"> 湿性大気汚染(酸性雨)に対する緊急対策として市内7か所で雨水のpH値等の測定を開始。 	7. 18	<ul style="list-style-type: none"> 七大都市首長懇談会、「自動車排出ガス対策の推進に関する声明」を発表し、「七大都市自動車排出ガス規制問題調査団」を設置。
8. 6	<ul style="list-style-type: none"> プールにおける光化学公害による被害防止対策を定める。 	9. 30	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準に一部改正、告示。(水銀の基準強化)
9. 27	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物対策について」答申。(諮問48. 3. 26) 	11. 30	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行規則」一部改正、総量規制施行。
10. 26	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正し窒素酸化物に係る総量規制の諸基準値を設定。 「川崎市公害防止条例」に基づき、窒素酸化物(二酸化窒素として)に係る環境上の条件についての目標値を設定、告示。 		
11. 11	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害健康被害補償事業として、公害健康被害補償法が関与しない49年8月以前に係る過去分の補償、法律施行に伴う不利益の補償、市民施設の建設について市長と企業、市長と患者代表がそれぞれ確認書に調印。 		
30	<ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害補償法に基づき、川崎区(東海道線以西の地域)及び幸区が認定地域に追加指定され、国による救済が始まる。 		
—	<ul style="list-style-type: none"> 市の公害病認定者総数が2000人を超える。 		

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和49.12.6 (1974)	<ul style="list-style-type: none"> 多摩区王禅寺黒須田川流域のカドミウム汚染緊急対策として、対策会議を設置し産米の一時使用停止や環境調査等を実施。 	
50. 1. 1 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> 中原、高津、多摩測定所で昭和49年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 	2. 3
17	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境保全基本計画」を公表。 	7.29
3.31	<ul style="list-style-type: none"> 市内大手企業33社を対象とした公害自主規制のための情報提供を行う「環境大気汚染状況タイプ式通報装置」の送信装置が完成。 (61.3.31廃止) 	9. 4
—	<ul style="list-style-type: none"> 高津十字路交差点に自動車排出ガス測定所を設置。(60.3.31廃止) 	11. 1
6. 6	<ul style="list-style-type: none"> 市内で2回目の光化学スモッグ警報が発令される。 	12.10
12	<ul style="list-style-type: none"> 川崎港の京浜運河で多量の魚が浮上、海水から高濃度のシアンが検出される。(原因はS工場の排水であると判明) 	
22	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市長、神奈川県知事、東京都知事及び環境庁長官が、多摩川及び流域を視察。 	
8.18	<ul style="list-style-type: none"> 六価クロム使用工場等の緊急実態調査を開始。 	
22	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾を囲む27自治体の参加による「東京湾岸自治体公害対策会議」発会式を川崎市で開催。 	
9.28	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川流域の環境浄化のため、流域自治体と国の関係機関により「多摩川流域環境保全対策連絡会議」を開催し、対策要綱を定める。 	
51. 1. 1 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> 幸区以北の測定所で、昭和50年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 	3. 5
3. —	<ul style="list-style-type: none"> 川崎区の大師、田島支所管内の二酸化硫黄濃度平均値0.04ppm以下を達成するための市条例規制基準を適用。 	6.10
5.31	<ul style="list-style-type: none"> 市の公害病被認定者総数が3000人を超える。 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 76世界環境展(東京・晴海)へ市の環境週間行事の一環として“人間都市の展望と新しい都市環境—川崎市の環境行政へのとりくみ—”をテーマに出展。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾岸自治体公害対策会議事業の一環として湾岸の大手工場等を対象に排水の一斉立入り調査を実施。 	
11. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市環境影響評価に関する条例」公布。 (施行52.7.1) 	
12. 8	<ul style="list-style-type: none"> 日本鋼管(株)(現JFE(株))京浜製鉄所に係る公害防止協定(4者協定)の別紙・公害防止対策を改定。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市環境影響評価審議会規則」を公布、施行。 	
52. 2. 8 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> 皇太子殿下(今上天皇陛下)が公害研究所を視察。 	5. —
20	<ul style="list-style-type: none"> 「財団法人川崎・横浜公害保健センター」設立が許可される。 	6.16
6.30	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」公布。(施行52.7.1) 	
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「地域環境管理計画」を制定。 	
8. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「川崎市における硫黄酸化物に係る対策について」答申。 (諮問51.11.9) 	11. 1
10. 5	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「炭化水素に係る対策について」答申。 (諮問50.9.10) 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和53. 1. 1 (1978)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止条例及び施行規則」の一部改正、炭化水素系物質に係る設備基準を施行。 「川崎市公害防止条例」に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 31 「神奈川県公害防止条例」全面改正、新条例公布。 (施行53. 9. 30)
10	<ul style="list-style-type: none"> 「悪臭防止法」に基づく追加3物質(二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン)の規制基準を告示。(施行53. 1. 12) 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 11 「二酸化窒素に係る環境基準」改定、告示。 (1時間値の1日平均値0.02ppmを0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
3. 31	<ul style="list-style-type: none"> 環境大気測定所を宮前区鷺沼配水所(宮前区土橋3-1-2)に、自動車排出ガス測定所を多摩区役所前にそれぞれ設置 	
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「財団法人川崎・横浜公害保健センター」が業務を開始。 	
7. 25	<ul style="list-style-type: none"> 市内の飲食店を対象に、騒音防止のためのリーフレットを配布し、特に深夜における騒音(カラオケ等)の防止を呼びかける。 	
12. 21	<ul style="list-style-type: none"> 市内の大手32工場を対象とした「発生源窒素酸化物自動監視装置」完成。 	
54. 2. 24 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> 市議会第3委員会において「武蔵野南線騒音振動対策に関する請願」、「武蔵野南線振動騒音公害対策に関する陳情」が趣旨採択される。 	<ul style="list-style-type: none"> この年、第2次石油ショックが起きる。 (イラン革命)
3. 31	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境大気測定所を麻生区百合丘第1公園(麻生区百合丘2-10)に、自動車排出ガス測定所を宮前区馬絹交差点にそれぞれ設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 12 「水質汚濁防止法」一部改正、総量規制を施行。
6. 30	<ul style="list-style-type: none"> 工場廃液を不法投棄したK工場を水質汚濁防止法違反で告発。 	<ul style="list-style-type: none"> 8. 10 「大気汚染防止法施行規則」一部改正、ボイラーなどの窒素酸化物排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加。 (第4次規制)
12. 7	<ul style="list-style-type: none"> 廃液処理中に有毒ガス(硫化水素)漏出事故を起こしたM工場に対し、操業停止を命ずる。 	
21	<ul style="list-style-type: none"> 大量の廃油流出事故を起こしたU工場に対し、操業の一部停止を命ずる。 	
55. 1. 1 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> 市全域で、昭和54年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 13 東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」告示。
23	<ul style="list-style-type: none"> 「七大都市自動車技術評価委員会」を川崎市で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 9. - 第1回「地球的規模の環境問題に関する懇談会」開催。
6. 2	<ul style="list-style-type: none"> 生活クラブ生活協同組合が母体となり、合成洗剤追放の条例制定直接請求を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 10. - 「国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」発効。 [採択1971. 2]
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 市議会、直接請求による合成洗剤追放条例案を否決するも、議員提案による「川崎市合成洗剤審議会条例」を可決、公布。(施行55. 7. 16) 	<ul style="list-style-type: none"> 11. - 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)」発効。[採択1971. 11]
3	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁長官、多摩川流域環境保全対策連絡協議会の要望により多摩川流域を視察。 	<ul style="list-style-type: none"> 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」発効。 [採択1973. 3]
8. 8	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公園緑地審議会」発足。 	
9. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市自動車公害問題調査研究専門委員会」を設置。 	
10. 20	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物に係る当面の対策について」答申。(諮問53. 10. 9) 	
12. 18	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正、窒素酸化物に係る規制基準の改定を行い、併せて中間目標値の達成年次を告示。 	
56. 3. 31 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガス測定所を麻生区多摩消防署柿生出張所、川崎区池上新田公園に設置。 環境水質測定所を高津区の平瀬川に設置(H19. 9廃止)。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 2 「大気汚染防止法施行令」一部改正、総量規制基準の指定ばい煙として、窒素酸化物を指定、指定地域として東京、神奈川、大阪地域を指定。
6. 26	<ul style="list-style-type: none"> 「地域環境管理計画」の一部(緑地)を改正。 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和56. (1981)		9. 30 ・「大気汚染防止法施行令」一部改正。(窒素酸化物総量規制の対象工場等の規模に関する基準と総量規制基準設定に係る基本的考え方を示す。)
57. 3. 18 (1982) 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害補償を求めて、訴訟を起こす。 (第1次) 原告119人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社 ・ 環境水質測定所を登戸排水路、ニケ領用水の上河原取水、矢上川にそれぞれ設置 (H19. 9廃止)。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正、対象施設を追加。 4. 1 ・大気汚染防止法による窒素酸化物総量規制に係る「神奈川県における総量規制基準」設定。 ・「神奈川県公害防止条例」一部改正、深夜のカラオケ騒音を規制。 6. 1 ・「大気汚染防止法施行規則」一部改正、ばいじんの規制基準強化。 7. 1 ・神奈川県、「東京湾富栄養化対策指導指針」施行。 10. 1 ・「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、ばいじん排出基準強化。
58. 3. 31 (1983) 4. 26 30 7. 20 22 8. 1 9. 14 10. 4 12. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境水質測定所及び工場・事業場と公害監視センターをテレメータで結ぶ「水質自動監視システム」が完成。 ・ 環境水質測定所を麻生川、真福寺川にそれぞれ設置 (H19. 9廃止)。 ・ 川崎市自動車公害問題調査研究専門委員、「かわさきのより良い交通環境をめざして」と題する提言を行う。 ・ 川崎市合成洗剤審議会、「合成洗剤問題への川崎市の対応指針について」答申。 ・ 市における洗剤に係る具体的対策を策定し、その総合的かつ円滑な推進を図るため「川崎洗剤対策推進委員会」を設置。 ・ 市内の公共水域における生活排水による水質汚濁の防止を図るため、「川崎市生活排水対策委員会」を設置。 ・ 「川崎洗剤対策推進方針」策定。 ・ 川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害の補償を求めて訴訟を起こす。 (第2次) 原告114人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社 ・ 「川崎市合成洗剤審議会条例」廃止。 ・ 「川崎市自動車公害問題協議会」設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 9. 10 ・「大気汚染防止法施行規則」一部改正、固体燃料燃焼ボイラーの窒素酸化物排出基準並びに新設に係る基準を強化。 (第5次規制) 10. 28 ・騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの限度」一部改正。 (大型トラック等の60年度規制)
59. 3. 1 (1984) 31 4. 1 5. 17 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価報告書作成及び資料編等作成マニュアル(住宅建設計画編)を定める。 ・ 環境水質測定所を有馬川、三沢川にそれぞれ設置 (H19. 9廃止)。 ・ 「川崎市生活排水対策推進要綱」施行。 ・ 「川崎市ニケ領用水水質浄化対策委員会」設置。 ・ シアン流出事故を起こしたP工場に対し、水質汚濁防止法に基づき特定施設の使用一時停止及び汚水等の処理方法の改善を命ずる。 	8. ・「トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針」を策定。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和59. 9.26 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> アルカリ性、酸性廃液流出事故を起こしたS工場に対し、水質汚濁防止法に基づき、汚水の処理方法の改善を命ずる。 	
60. 3. 9 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。(第3次) 原告107人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社 	6. 6
30	<ul style="list-style-type: none"> 環境水質測定所を京浜運河に設置 (H19.9廃止)。 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行令」一部改正、小型ボイラーの規制に、燃料使用量の要件を追加。
—	<ul style="list-style-type: none"> 高津十字路測定所 (自動車排出ガス測定所)、道路拡張のため、測定中止。 	
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市基金条例」に「緑化基金」を新設。 	
61. 3.14 (1986) 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「財団法人川崎市緑のまちづくり協会」設立。 公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部を合併、新たに「環境保全局」設置。 二子測定所 (自動車排出ガス測定所) 設置。 	10.30
6. —	<ul style="list-style-type: none"> 61グリーンアップかわさき(第2次緑化大作戦)を発表。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定について」答申。
25	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「川崎市における生活騒音に係る対策について」答申。(諮問58.12.21) 	
26	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公園緑地審議会、「より快適な都市の地域環境を創造するため市の公園緑地(含、街路樹)はいかにあるべきかについて」答申。(諮問56.2.20) 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 騒音振動測定車用にメタノール自動車を導入。 	
18	<ul style="list-style-type: none"> かながわ都市緑化川崎フェア(かわさきグリーンピア86)を等々力緑地にて開催。 	
~31		
12. 6	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市環境問題研究委員会」発足。 	
18	<ul style="list-style-type: none"> 川崎区旭町2丁目の国道409号及び宮前区土橋1丁目の市道尻手黒川緑のそれぞれ上り車線計2か所に「自動車騒音電光表示板」を設置。 	
62. 2. 9 (1987)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都、神奈川県、川崎市他、流域35行政からなる「多摩川流域協議会」発足。 	9.26
6.21	<ul style="list-style-type: none"> 「水辺に親しむ親子教室」開催。 	10. 7
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市生活騒音の防止に関する要綱」施行。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公害対策審議会、「公害健康被害補償法41指定地域及び4指定疾病の解除」
9.29	<ul style="list-style-type: none"> 瀋陽市との友好都市提携5周年を記念して、大師公園内に中国庭園(瀋秀園)開園。 	30
		<ul style="list-style-type: none"> 「公害健康被害補償法施行令」一部改正
63. 3.25 (1988)	<ul style="list-style-type: none"> リエカ市との姉妹都市提携10周年を記念して、平間公園内に「リエカの森」完成。 	2. 1
29	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市自然環境保全審議会、「川崎市域における傾斜緑地の保全手法の在り方について」答申。 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行令」一部改正、対象施設に、ガスタービン、ディーゼル機関を追加。
4.19	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境問題研究委員会、「川崎市における豊かな都市環境の創造に向けて(21世紀をめざす新たな環境対策の確立)」を提言。 	5. —
5.24	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市アスベスト対策推進協議会発足。 	9. —
		<ul style="list-style-type: none"> 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布。 「オゾン層保護のためのウィーン条約」締結。[採択1985.3] 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」締結。[採択1987.9]

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和63. (1988)		11. ー ▪ 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」設定。
平成元. 3. 2 (1989) 23 ー 30 31 4. 1 5. 1 9. 1 11. 9 ~11	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「川崎市先端技術環境対策専門委員会」発足。 ▪ 市庁舎前の大気汚染電光表示盤が、新装完成。 ▪ 公害研究所に最新の大気・水質測定車を導入。 ▪ 川崎市公害対策審議会、「川崎市における今後の窒素酸化物対策について」答申。 (諮問61. 8. 18) ▪ 「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」一部改正。(大規模建築物の新設を追加) (施行元. 10. 1) ▪ 環境保全局に「管理部」新設。 ▪ 「川崎市公害防止資金融資要綱」改正。 (副室式貨物自動車の購入を融資対象に追加) ▪ 環境保全局に「生田緑地ゴルフ場準備室」を新設。 ▪ 公害パトロール車として、メタノール自動車を導入。 ▪ 第30回大気汚染学会を川崎市で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 1 ▪ 神奈川県、ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱を施行。 17 ▪ 「国民の祝日に関する法律」一部改正公布。 (4月29日のみどりの日を追加) 3. 13 ▪ 中央公害対策審議会、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」答申。 ▪ 中央公害対策審議会、「トリクロロエチレン等を含み廃棄物の最終処分基準等の設定について」答申。 29 ▪ 「水質汚濁防止法施行令」一部改正。(有害物質としてトリクロロエチレンを追加) (施行元. 10. 1) ▪ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」一部改正。(第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を追加) (施行元. 4. 1) 10. 1 ▪ 「水質汚濁防止法」一部改正、施行。(地下浸透水の浸透の制限、地下水の監視、事故時の措置を追加) ▪ 「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、施行。(有害物質を追加及び有害物質を含む水の地下浸透の制限を追加) 12. 27 ▪ 「大気汚染防止法」一部改正。(石綿を特定紛じんとして追加)
平成 2. 2. 14 (1990) 15 3. 30 4. 1 6. ー	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 多摩美ふれあいの森を設置。(6,942m²) ▪ 川崎市公害対策審議会へ「市内河川の水質管理目標について」諮問。 ▪ 川崎市基金条例を改正、「地域環境保全基金」を新設。 ▪ 「川崎市有機塩素系化学物質に関する市内連絡会議設置要綱」(H19. 6廃止) ▪ 川崎市「ごみ非常事態」を宣言。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 16 ▪ 中央公害対策審議会、「生活雑排水対策に係る制度の在り方について」答申。 5. 24 ▪ 環境庁、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」策定。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 2. 6. 6 (1990) 8 9. ー 10 12	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第1回環境シンポジウム開催。 ▪ 第1回環境フェアを開催。 ▪ 市内全域を対象とした「地下水概況調査」(3か年計画)開始。 ▪ 「国際花と緑の博覧会」で「川崎市の日」に記念イベントを実施。 ▪ 「川崎市総合的環境行政制度検討委員会」が発足(廃止)。 	9. 22 ▪ 「水質汚濁防止法」一部改正。(生活排水対策の推進を追加) 10. 2 ▪ 第4回地球環境保全に関する関係閣僚会議、「地球温暖化防止行動計画」決定。
3. 3. 12 (1991) 4. 25 8. 1 6 19 9. ー 10. ー 12. 18 25	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「川崎市公害防止資金融資要綱」を改正し、副室式ディーゼル貨物自動車の他に低公害な自動車を融資対象に追加。 ▪ 川崎市先端技術環境対策専門委員会、「先端技術産業における新たな環境対策の確立に向けて」を提言。 ▪ 第25回六都県市首脳会議を開催。 ▪ 電気自動車(軽バン)5台を導入、低公害車普及促進のためのシンボルマークを披露。 ▪ 「夏休み多摩川教室」を開催。 ▪ 川崎市総合的環境行政制度検討委員会、「総合的環境行政制度の創設に向けて」を提言。 ▪ 「川崎市自動車公害防止計画」策定。 ▪ 「川崎市ゴルフ場農薬環境問題連絡会」発足。 ▪ ハイブリッドエンジンバス1台を市バスに導入。 ▪ 「川崎市環境基本条例」公布。 	1. ー ▪ 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(東京湾等)策定。(第3次水質総量規制) 4. 26 ▪ 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布。(施行3.10.25) 5. 10 ▪ 環境庁、「地球環境モニタリング計画」策定。 7. 8 ▪ 中央公害対策審議会、「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」答申。 26 ▪ 「水質汚濁防止法施行令」一部改正。(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設、蒸留施設を特定施設に追加)(施行3.10.1) 8. 23 ▪ 「土壌汚染に係る環境基準」告示。 9. 4 ▪ 中央公害対策審議会、「悪臭物質の指定及び規制基準の範囲の設定について」答申。 18 ▪ 「再生資源の利用促進に関する法律施行令」公布。 11. 26 ▪ 中央公害対策審議会、「今後の水俣病対策の在り方について」答申。 12. 19 ▪ 「大気汚染防止法施行令」一部改正。(特定粉じんとして石綿を追加指定ほか)(施行3.12.27) 22 ▪ 中央公害対策審議会、「今後の自動車排出ガス低減対策の在り方について」答申。 27 ▪ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」一部改正。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 4. 3. 2 (1992) 3 19 31 4. 1 22 5. 14 26 31 7. 1 31 8. 6 10. 1 10 ～11 11. 13 15 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市公害対策審議会、「川崎市における河川の水質管理目標について」答申。(諮問2. 2. 15) ・ 電動ごみ収集車1台を導入。 ・ 「川崎市自動車公害対策推進協議会」発足。 ・ 木月自動車排出ガス測定所を廃止。 ・ 環境保全局に「環境政策室」新設。 ・ 「川崎市先端技術産業環境対策指針」施行(H 18. 10廃止)。 ・ 生田ふれあいの森設置。(2, 937m²) ・ 第27回七都県市首脳会議開催。(地球環境保全首都圏アピール採択) ・ 地球サミット首都圏七都県市派遣団の一員として市職員2名を派遣。(世界都市フォーラム、ジャパンデー等に参加)(～6. 8) ・ 多摩区役所前自動車排出ガス測定所を廃止。 ・ 「川崎市環境基本条例」施行。 ・ 「第1回川崎市先端技術産業環境保全委員会」開催。(委員として学識経験者5人を委嘱) ・ 「貨物自動車使用管理マニュアル」作成。 ・ 中原平和公園に自動車排出ガス測定所を設置。 ・ 「NO_xを減らすためのボイラー適正管理マニュアル」作成。事業者等に配布。 ・ 第1回目の「かわさき低公害車フェア'92」を開催。 ・ 川崎市環境政策審議会へ「川崎市環境基本計画の基本的事項について」諮問。 ・ 「第9回都市緑化かながわフェア」に「川崎の日」として参加。 ・ 第28回七都県市首脳会議を開催。同時に首都圏サミット「フォーラム'92」を開催。 ・ 「第1回川崎市先端技術産業環境対策協議会」開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 30 ・ 東京湾総量規制に係る「第3次神奈川県総量規制基準」告示。 4. 26 ・ 「水質汚濁防止法施行令」一部改正。(トリクロロエチレン等の有機塩素系物質に係る洗浄施設を追加) 5. ー ・ 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」発効。[採択1989. 3] 15 ・ 中央公害対策審議会・自然環境保全審議会、「国際環境協力の在り方について」答申。 6. 3 ・ ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)開催。(リオ宣言、アジェンダ21等採択) ～14 3 ・ 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO_x法)公布。(施行4. 12. 1) 12 ・ 中央公害対策審議会、「特別管理一般廃棄物等の最終処分に関する基準の設定等について」答申。 7. 4 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正、施行。 8. 10 ・ 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」一部改正。 10. 20 ・ 中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会「環境基本法制の在り方について」答申。 30 ・ UNEP 国際環境技術センター開設(大阪府、滋賀県) 11. ー ・ 通産省の産業構造審議会等3審議会合同会議、「今後のエネルギー環境政策の在り方について」報告書公表。 12. 16 ・ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」公布。(バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施の確保)

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
平成 5. 2. 2 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会へ「川崎市における土壌汚染対策について」諮問。 	1. 18	<ul style="list-style-type: none"> 中央公害対策審議会、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」答申。
4	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公園緑地審議会、「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」答申。 		
9	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境政策審議会、「川崎市環境基本計画について」基本的事項について答申。 		
3. -	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎新時代2010プラン」策定。 	2. 12	<ul style="list-style-type: none"> 「国連持続可能な開発委員会」設立。
-	<ul style="list-style-type: none"> 小型バン天然ガス自動車4台を公害パトロール車に導入。 	3. 3	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣、「平成4年度策定地域の公害防止計画を承認。（神奈川地域等12地域）」
31	<ul style="list-style-type: none"> 登戸排水路水質測定所を廃止。 		
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市河川水質管理計画」策定。 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」施行。 「神奈川県公害防止推進協議会浮遊粒子状物質対策部会」として神奈川県、横浜市、川崎市による浮遊粒子状物質対策に向けた共同調査を開始。 	8	<ul style="list-style-type: none"> 中央公害対策審議会、「環境基本法案の策定について」答申。 「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」告示。（健康項目の15項目追加等）
21	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会、「川崎市における土壌汚染対策のあり方について」答申。 		
26	<ul style="list-style-type: none"> 市内製造業など大手企業を対象として「自動車NOx対策推進会議」を開催。 		
28	<ul style="list-style-type: none"> 産業道路環境改善パイロット事業として完成したグリーンウォール完成記念式典開催。 	22	<ul style="list-style-type: none"> 「国連水の日」環境庁が「公開水環境シンポジウム」開催。
-	<ul style="list-style-type: none"> 市内の製造業等86社に、「NOx自主管理ソフト」を配布し、NOxの自主管理を要請。 	4. -	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー等使用合理化及び再生資源利用事業活動促進臨時措置法」公布。
6. 1	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガスごみ収集車1台を導入。 		
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市土壌汚染対策指導要綱」制定。 		
-	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育副読本「なかよし地球と私たち（小学生用）」、「地球とシェイクハンド（中学生用）」を作成、配布。 	5. -	<ul style="list-style-type: none"> 「環境事業団法」改正（地球環境基金設置）
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 新設された第3庁舎内のかわさき情報プラザに「環境情報表示盤」を設置し、大気汚染等の監視データ等を表示開始。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 「生物の多様性に関する条約」、「気候変動に関する国際連合枠組条約」締結。
8	<ul style="list-style-type: none"> 多摩環境大気測定所を市立登戸小学校に本設置（1.31仮設置） 		
12	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境政策審議会「環境調査指針について（中間答申）一指針の基本的な考え方について」答申。 	11. 19	<ul style="list-style-type: none"> 「環境基本法」公布、施行。
11. 25	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市市制60周年記念総合公園「王禅寺ふるさと公園」開園式典開催。（計画11.2haのうちの4.1ha開園） 	30	<ul style="list-style-type: none"> 県、「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」発表。
12. 8	<ul style="list-style-type: none"> 多摩区本村橋交差点に、自動車排出ガス測定所を設置。 	12. -	<ul style="list-style-type: none"> 「アジェンダ21行動計画」閣議決定。
6. 1. 14 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境政策審議会「川崎市環境基本計画について」答申。 	5. 20	<ul style="list-style-type: none"> 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針」告示。
2. 22	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市環境基本計画」を策定、告示。 		
3. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「EVステーションさいわい（電気自動車急速充電スタンド）」を設置（H17撤去）。 	6. 5	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法に基づく「環境の日」中央記念式典実施。
7. 25	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみとして収集された廃冷蔵庫からの冷媒用フロンガス回収を開始。 		
8. -	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境基本計画「環境配慮指針（市民編、事業者編）」を作成、配布。 	12. 16	<ul style="list-style-type: none"> 「環境基本計画」閣議決定。
10. 8 ~16	<ul style="list-style-type: none"> 「環境技術移転促進事業」の一環で、市の調査団が、中国瀋陽市を訪問・調査。 		
12	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境基本条例に基づく「環境調査指針」策定、環境調査制度スタート。 		
12. -	<ul style="list-style-type: none"> 市バスにCNG（圧縮天然ガス）車を導入。 		
26	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市都市景観条例」公布。 		

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 7. 3. 20 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」公布。 	2. 28
7. 19	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市廃棄物対策審議会「川崎市における今後の廃棄物対策のあり方について」答申。 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京湾及び大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定について」告示。
26	<ul style="list-style-type: none"> おっ越山自然環境保全地域を指定。 	3. 28
9. 7	<ul style="list-style-type: none"> M85メタノール自動車を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約第1回締約国会議（ベルリン）
10. —	<ul style="list-style-type: none"> 浮島処理センター完成。 	4. 7
—	<ul style="list-style-type: none"> ごみの鉄道輸送事業がスタート 	6. 5
25	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもエコクラブ発会式（東京）
11. 1	<ul style="list-style-type: none"> 入江崎総合スラッジセンター開設。 	11. 2
—	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい“まち・くらし”世界会議（LISC'95）
		12. 14
		<ul style="list-style-type: none"> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令。
8. 1. 13 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> 第1期地域環境リーダー育成講座1開催。（1月～3月） 	1. 8
25	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市自然環境保全審議会「月読緑地を自然環境保全地域に指定することについて」答申。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「残したい“日本の音風景100選”事業の実施について」発表
2. 8	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害対策審議会「川崎市における今後の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質対策について」諮問。 	3. 26
3. 6	<ul style="list-style-type: none"> 東扇島にエコステーション開設。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次水質総量規制基準のC値の改定を告示（平成8.9.1施行）
4. —	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市緑化指針」及び「屋上緑化等の手引」を策定。 	29
16	<ul style="list-style-type: none"> 新型電気自動車（ニッケル水素電池搭載）を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」公布（酸素燃焼技術に係る規制方式の導入、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく届出様式の統一化）
25	<ul style="list-style-type: none"> 第1期地域環境リーダー育成講座を開催。（5月～7月） 	
31	<ul style="list-style-type: none"> 月読自然環境保全地域を指定。 	
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「残したい“日本の音風景100選”」に川崎大師の参道が認定。 	
9. 3	<ul style="list-style-type: none"> 七都県市環境セミナーを開催。 	
12. —	<ul style="list-style-type: none"> 川崎公害訴訟の原告と13企業との間で、訴訟上の和解が成立。 	
9. 4. 1 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全局、生活環境局を統合して新たに環境局を設置。 	2. 4
22	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1996年度版）について」答申。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」告示。
5. 31	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域環境リーダー育成講座。（5月～10月） 	3. 13
9. 11	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全行動計画策定検討委員会発足。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」告示。
16	<ul style="list-style-type: none"> P R T R（化学物質排出移動量届出）制度の導入に向けたパイロット調査を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自動車排出ガスの量の許容限度」告示。
19	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境行政制度検討委員会発足。「環境行政制度の基本的なあり方について」諮問。 	4. 1
—	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市ダイオキシン類対策推進会議」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行」（地下水の水質の浄化に係る措置命令、油に係る事故等の措置）
		6. 13
		<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」施行（アスベストの飛散防止に係る作業基準、届出書様式等）
		<ul style="list-style-type: none"> 「環境影響評価法」公布。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 9. (1997)		10.17 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布 11.21 ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第二次答申) 12. 1 ・「大気汚染防止の一部を改正する法律」施行(ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準) 1 ～11 ・気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)開催 26 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」公布 ・神奈川県「公害の発生要因の低減に関する指針」告示 ・神奈川県「化学物質の適正な管理に関する指針」告示 ・神奈川県「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」告示 ・神奈川県「二酸化炭素の排出の抑制に関する指針」告示 ・神奈川県「環境に係る組織体制の整備に関する指針」告示 ・神奈川県「自動車管理計画に関する指針」告示
10. 4. 1 (1998) 14 6. - 8. - 17 10. -	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害部に「化学物質担当」新設。 ・ 公害研究所に「廃棄物研究担当」新設。 ・ 「川崎市公害防止資金融資要綱」を改正し、低公害車に対する融資対象を「七都県市指定低公害車」へ拡大。 ・ 川崎市公害対策審議会「川崎市における今後の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質対策について」答申。(諮問8.2.8) ・ 土壌及び地下水汚染が社会的な問題として取り上げられ、電気機械器具製造関連事業所に自主調査を実施するとともに、関係市民に説明会を開催。 ・ 横浜地方裁判所川崎支部で、川崎公害訴訟の判決が出る。 ・ 庁内における化学物質対策を総合的に推進するため関係部局で構成する「川崎市化学物質対策推進会議」を設置。 ・ 「川崎市の地球温暖化防止への挑戦－地球環境保全のための行動計画－」を策定。 ・ 川崎市道路環境対策推進協議会を設置 	4. 1 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「同施行規則」等施行。 7.24 ・公害等調整委員会が鉄道騒音被害等責任裁定申請事件の裁定を発表。 9.30 ・「騒音に係る環境基準の一部を改正する件」の告示。 10. 9 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布。 (施行11.4.8) 11.30 ・中央環境審議会、「今後の化学物質による環境リスク対策のあり方について」中間答申。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成11. 3. 19 (1999) 4. 1 5. ー 29 7. 21 12. 24 12. ー	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正。(施行11. 6. 12) ・「川崎市小型焼却炉及び簡易焼却炉に係るダイオキシン対策指針」策定。 ・「川崎市役所環境管理システム～エコオフィス川崎の実現～」を策定。 ・「ダイオキシン対策の取組についての市民説明会」を3会場で開催。 ・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解が成立。 ・第3期地域環境リーダー育成講座(5月～11月) ・川崎市環境行政制度検討委員会、「環境行政制度の基本的なあり方について」答申。(諮問9. 9. 19) ・川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を公布。 ・川崎市環境保全審議会条例、川崎市環境影響評価に関する条例、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等を制定・公布。 ・池上新田公園に大気環境改善新型土壌浄化モデル施設を設置。 	2. 22 ・「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」告示。(健康項目の3項目追加) 6. 12 ・「環境影響評価法」施行 21 ・ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)として4 pg-TEQ/kg/日(環境庁及び厚生省の合同会議報告) 30 ・「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」告示 7. 13 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布。(施行12. 3. 30) 16 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布。(施行12. 1. 15)
12. 3. 1 (2000) 16 4. 10 6. 3 7. 1 9. 26 11. 26 12. 1 20	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境保全審議会条例を施行。 ・「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域」を告示。 ・川崎市環境保全審議会「川崎市環境基本条例に規定する環境目標値及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する対策目標値、対策目標量等について」諮問。 ・川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」諮問 ・第4期地域環境リーダー育成講座(6月～11月) ・東京国際空港新A滑走路北側離陸機の市内上空飛行開始。 ・川崎市環境保全審議会「川崎市環境基本条例に規定する環境目標値及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する対策目標値、対策目標量等について」答申。 ・川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」中間答申。(緊急対策) ・川崎市環境保全審議会「川崎市における地下水保全対策のあり方について」諮問。 ・川崎市環境影響評価に関する条例施行。 ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行。 ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行。 	3. 2 ・「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」を公布。 5. 31 ・家電リサイクル法、グリーン購入法公布。 ・建設省資材リサイクル法公布・施行。 6. 2 ・循環型社会形成推進基本法公布・施行。 7 ・食品リサイクル法公布。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成13. 3. ー (2001) 29	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市クリーン軽油普及検討会設置。 深夜騒音の規制について市公害防止等生活環境保全に関する条例の一部改正。 	6. 22
31	<ul style="list-style-type: none"> 馬絹自動車排出ガス測定局を廃止。 	
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 宮前平駅前自動車排出ガス測定局を設置。 「川崎市役所環境管理システム(第2次)」を策定。 	
9. 17	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市クリーン軽油導入事業費補助要綱施行。 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第12項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について」諮問。 	27
21	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市における地下水保全対策のあり方について」答申。 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 航空機騒音観測装置を導入。 	
12. 27	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第1項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について」答申。 	10. ー
14. 3. 20 (2002) 29	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」答申。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、ほう素、ふっ素等の排水指定物質規制基準の追加等を公布。 	3. 7
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱施行。 麻生区内を流れる黒須田川流入水路の水質、麻生区内の2地点の大気で、それぞれダイオキシン類の環境基準の超過が判明。助役を本部長とする「黒須田川流入水路ダイオキシン類対策本部」を設置し、緊急措置を講じた。 	4. ー 6. ー
5. ー	<ul style="list-style-type: none"> 麻生区内、横浜市青葉区内で「麻生区内におけるダイオキシン類問題についての説明会」を4回開催。 	8. 26 9. 4
7. ー	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市地下水保全計画策定。 	
10. ー	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画改定 	
12. 27	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部改正、自動車公害防止に係る立入検査規定等改正。 	
15. 1. 30 (2003) 31	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第40条に規定する大気汚染物質の規制基準(ばいじんに関する設備の基準)の改正について」(諮問)。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、条例改正に伴う自動車公害防止に係る規定等を公布。 	2. 15 24
31	<ul style="list-style-type: none"> 「自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針」告示。 	7. 25
2. 20	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第40条に規定する大気汚染物質の規制基準(ばいじんに関する設備の基準)の改正について」(答申)。 	31
3. 18	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、廃棄物焼却炉の設備基準並びに屋外燃焼の制限に関する規定を公布。 	10. 7
18	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」告示。 	
6. ー	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市自動車公害防止計画」を改訂。 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県条例に基づくディーゼル車の運行規制が開始。 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成15. (2003)		11. 5 ・「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」を告示。(水生生物保全環境基準の追加)
16. 3. ー (2004) 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。 ・公害部の組織改正が行われ、化学物質担当を化学物質対策課とし、また典型7公害を所管していた大気課、水質課、騒音・振動課を統一して環境対策課とし、規制行政の一元化を図った。 ・神奈川県から川崎市に工業用水法の権限を委譲。 	3. 30 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」(化学物質対策、土壤汚染対策等)を公布
5. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について」(諮問)。 	5. 26 ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制等)を公布
6. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(土壤関係)の一部改正。 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(土壤、排水関係)の一部改正。 	
11. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市環境政策審議会」と「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会」に統合。 	
11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について」(答申)。 	
17. 1. 31 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」別表第10悪臭の規制基準の一部改正。 	12. 21 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」を公布(特定粉じん等排出作業の建築材料の対象範囲拡大及び規模要件の撤廃。H18.3.1施行)
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質が、昭和48年に環境基準が定められて以来初めて、平成16年度の測定結果が全測定局で環境基準を達成。 ・土壤汚染対策を融資対象に追加。 	
5. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境審議会「川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について」(諮問)。 	
8. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、「川崎市アスベスト対策会議」を設置。 	
9. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・「アスベスト問題に対する当面の対応」をとりまとめ、アスベスト問題の総合的推進を本格化。 	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について」(諮問)。 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境審議会「川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について」(答申)。 	
11. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市新エネルギービジョン」改訂。 	
12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について」(答申)。 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・市立枳形中学校が環境教育・普及啓発部門で地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞。 	
22	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(建築物に係る環境への負荷の低減関係)の一部改正。 	
18. 1. 13 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の自治体で初めて川崎市が「グローバルコンパクト」に参加(署名)。 	
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎区の航空機騒音観測装置を中原区に移設 	
6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針(大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編)」告示 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成18.10.16 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市先端技術産業環境対策指針」を廃止し、「川崎市バイオテクノロジーの適正な利用に関する指針」を施行 	2.10 <ul style="list-style-type: none"> 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」を公布（大気汚染防止法改正による工作物への飛散防止義務付けのほか、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の4法改正）
11.27	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市化学物質対策推進会議」廃止 	
19. 2.13 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 「かわさきエコドライブ推進協議会」設立 	2.23 <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会、意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」
3.30	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則（地下水揚水関係）の一部改正 	5.18 <ul style="list-style-type: none"> 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を公布（局地汚染対策及び流入車対策を追加。H20.1.1施行）
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害研究所に「都市環境研究担当」を新設 	
20. 4. 1 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 組織改革に伴い、公害部が環境対策部に改名、化学物質対策課が企画指導課化学物質対策担当に 	11.21 <ul style="list-style-type: none"> 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布（対象業種の追加及び対象物質の見直し。H21.10.1施行）
4.23	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境審議会「窒素酸化物に係る大気環境対策について」（諮問）。 	
5. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境技術情報センター開設 	
21. 2.17 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境審議会「窒素酸化物に係る大気環境対策について」（答申） 	9. 9 <ul style="list-style-type: none"> 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」告示
12.24	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」公布（H22.4.1施行） 	
22. 1.12 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱」を廃止し、「川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱」を施行 	4. 1 <ul style="list-style-type: none"> 「土壌汚染対策法」一部改正施行
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則（自動車公害関係）の一部改正 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の2第1項第2号に規定する市長が定める対象自動車の設定について」を適用 	5.10 <ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」を公布（水質事故時の措置等）（一部H23.4.1施行）
22	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境審議会「今後のアスベスト環境対策のあり方について」（諮問） 	5.20 <ul style="list-style-type: none"> 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」を公布（対象物質の見直し及び包括的管理制度の導入）（H23.4.1施行）
6.28	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境審議会「今後の土壌汚染対策のあり方について」（諮問） 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市地球温暖化対策推進基本計画策定 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成22. 11. 1 (2010) 12. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市環境審議会「今後のアスベスト環境対策のあり方について」(答申) ・ 川崎市環境審議会「今後の土壌汚染対策のあり方について」(答申) ・ 川崎市環境影響評価審議会「今後の環境影響評価制度のあり方について」(諮問) 	
23. 3. (2011) 3. 24 24 3. - 7. 19 12. 16 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(アスベスト環境対策関係)の一部改正(H23. 10. 1施行) ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(土壌関係)の一部改正(H23. 3. 24一部施行、H23. 10. 1一部施行) ・ 環境基本計画全面改定 ・ 川崎市地球温暖化対策推進実施計画策定 ・ 川崎市環境審議会「今後の水環境保全のあり方について」(諮問) ・ 「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正(H24. 4. 1施行) ・ 川崎市環境影響評価審議会「今後の環境影響評価制度のあり方について」(答申) 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 11 ・ 東日本大震災発生 11 ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故 3. 16 ・ 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法律」を公布(指定物質) (H23. 4. 1施行) 4. 27 ・ 「環境影響評価法の一部を改正する法律」を公布 (H24. 4. 1一部施行) 6. 15 ・ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を公布 6. 22 ・ 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」を公布(地下浸透未然防止のための構造基準) (H24. 6. 1施行) 7. 22 ・ 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」(関係法令改正に伴う見直し等)を公布 8. 30 ・ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を公布 (H24. 1. 1完全施行) 10. 27 ・ 公共用水域等の環境基準値変更計画 0. 01mg/L⇒0. 003mg/L 11. 28 ・ 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の公布(有害物質貯蔵指定施設)(H24. 6. 1施行)
24. 2. 27 (2012) 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市環境審議会「今後の水環境保全のあり方について」(答申) ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(屋外燃焼関係)の一部改正 ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(特定建築物環境計画書関係)の一部改正 ・ 「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」の一部改正(H24. 4. 1施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 27 ・ 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」を公布(構造基準等の規定) (H24. 6. 1施行) 4. 27 ・ 「第四次環境基本計画」閣議決定

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成24. 4. - (2012) 7. - 10. 1 11. 21 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 田島測定局を田島子ども文化センターに移設 ▪ 「かわさき自動車環境対策プラン」策定(かわさき自動車環境対策推進協議会) ▪ 「川崎市水環境保全計画」策定 ▪ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(浄化基準の追加等)の一部改正(H24. 11. 21施行) ▪ 「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正(H25. 4. 1施行) 	5. 23 ▪ 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」、「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(1,4-ジオキサン等の浄化基準等の追加等)を公布(H24. 5. 25施行) 6. 27 ▪ 「原子力規制委員会設置法」(環境基本法等の一部改正等)を公布 8. 22 ▪ 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等」告示(ノニルフェノールを追加) 9. 26 ▪ 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(指定物質の追加)を公布(H25. 10. 1施行)
平成25. 2. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公害研究所、公害監視センター及び環境技術情報センターを統合し、「環境総合研究所」を開設 ▪ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(特定建築物環境計画書等の公表方法の変更等)の一部改正(H25. 4. 1施行) 	3. 6 ▪ 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(揮発性有機化合物排出濃度の測定回数の変更)を公布(H25. 3. 6施行) 3. 27 ▪ 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等」告示(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加)



市民の花 つっじ



市民の木 つばき

環境局事業概要 一平成 25 年度版公害編一
よりよい環境をめざして
平成 25 年 12 月

発行 川崎市

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

編集 環境局環境対策部企画指導課

電話 044(200)2398

FAX 044(200)3922

印刷 情報印刷 株式会社

